

民間委託が可能な範囲(概観) ～自力執行権を持たない公金債権～

□ 民間事業者

公務員以外の担い手として民間事業者が挙げられるところ、取扱業務の区分により、民間事業者を整理

区分	納付の請求、納付相談 (法律事務)	自主的納付の呼びかけ、資産調査(※) (非法律事務)
担い手となり得る民間事業者	<p>弁護士</p> <p>認定司法書士 (訴額140万円以下に限る)</p> <p>サービサー (特定金銭債権に限る)</p>	<p>一般民間事業者 ※下記以外の者</p> <p>(非法律事務は、債権額に制限なし)</p> <p>(非法律事務は、債権種類に制限なし)</p>

※「資産調査」とは、強制力のない任意の調査を指し、前掲「財産調査」のような強制力のある調査は含まない

委託が可能な業務の範囲

弁護士・弁護士法人

	非法律事務	②	非法律事務		①) 法律事務(取立行為)		
事件性	呼びかけ	督促	集金代行 (③)	呼びかけ	催告	納付交渉	法的手続
無し →正常債権	○	×	○	○	非正常債権へ		
有り →非正常債権	○	×	○	○	○	○	○



委託が可能な業務の範囲

認定司法書士

紛争 目的額	事件性	非法律事務		非法律事務		法律事務(取立行為)		
		呼びかけ	督促	集金 代行	呼び かけ	催告	納付交渉	法的手続
140万円 以下	無し →正常	○	×	○	○	非正常債権化		
	有り →非正常	○	×	○	○	○	○	○
140万円 超	無し →正常	○	×	○	○	× 非正常債権化 ↓		
	有り →非正常	○	×	○	○	× (禁止・違法・罰則④)		



委託が可能な業務の範囲

サービサー

		非法律事務		非法律事務		(8) 法律事務(取立行為)		
債権の種類	事件性 (7)	呼びかけ (9)	督促	集金 代行 (10)	呼び かけ (9)	催告 (11)	納付交渉	法的手続
特定金銭 債権(5)	無し →正常	○	×	○	○	非正常債権化		
	有り →非正常	○	×	○	○	○	○	○
その他の 債権(6)	無し →正常	○	×	○	○	× 非正常債権化 ↓		
	有り →非正常	○	×	○	○	× (禁止・違法・罰則)		

事件性のある債権（非正常債権）とは？

債権が**通常の状態**では満足できないもの

- A) 債権の**額**について争い／取立困難
- B) 債権の**成立**について争い／請求困惑
- C) 債務者において**支払を遅延**／回収困難
- D) **こげつき**債権／回収困難

公金債権回収のあるべき姿 ～自治体の役割～

公益性・公共性

1. 収納率向上



- 2. 法令遵守 ～ 関係法令への精通・専門性
- 3. 公平な回収 ～ 悪質な滞納者を見逃さない
- 4. 福祉的配慮 ～ 生活困窮のサインの見極め
→ 徴収緩和, 生活再建部門に繋ぐ
- 5. 適正な不良債権整理 ～ プロセス重視
- 6. 債権管理業務の改善 ～ 改善策をフィードバック

➤ 民間委託により, 公共性・公益性が失われるものではない